

令和 7 年度 生徒募集要項（前期選抜）

福島県立いわき光洋高等学校

全日制の課程（単位制）

〒 970-8047 福島県いわき市中央台高久四丁目 1 番地

電話 (0246) 28-0301

1 アドミッション・ポリシー

いわき光洋高校では、次のような生徒を求めています。

- ① 高校生活で求められる基本的な生活習慣及び学力が身に付いており、学習活動や部活動に全力で取り組むとともに、将来の目標に向かい目的意識を持ってチャレンジし続けることができる生徒
- ② 地域社会や国際社会に関心を持ち、自己の能力を伸ばさせるとともに、他者との対話や協働を通して様々な課題を解決しようとする生徒

2 募集定員

全日制の課程 文理科 200 名

(1) 特色選抜

募集定員の 20%程度とする。

(2) 一般選抜

募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 7 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 通学区域

県下一円

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

志願者は本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出願期間

令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式）
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から令和7年2月17日（月）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
- ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書(所定の様式)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、**令和7年2月14日(金)から2月17日(月)**までとする。
郵送の場合には、**2月17日(月)**の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、**午前9時から午後4時**までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、志願者の在学(出身)中学校長又は保護者が本校校長に問い合わせる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた者に対して受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、県外から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、**令和7年2月10日(月)から2月13日(木)**までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(所定の様式)を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（所定の様式）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は本校に返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接の評価、特色検査の審査結果を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、下記、志願してほしい生徒像に照らし、総合的に判定して合格者を決定する。

なお、学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

<志願してほしい生徒像>

- ① 進路目標の達成のため学習に意欲的に取り組み、四年制大学への進学を希望する者
- ② 心身ともに健康で、人物が優れている者
- ③ 学業成績が良好で、④に指定するスポーツ・文化活動において高い能力を有する者
- ④ 野球（男子）、サッカー（男子）、バスケットボール、ソフトボール（女子）、バレーボール（女子）、体操、合唱、吹奏楽の部活動を3年間継続する意志のある者

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適正等を総合的に判定して選抜する。

なお、合否の判定に当たっては、学力検査の成績を2倍する。

15 選抜資料

特色選抜については以下の(1)～(4)を、一般選抜については(1)、(2)を選抜資料とする。

(1) 調査書

① 特色選抜

「各教科の学習の記録」は音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を二倍し、195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として合計250点満点とする。

「長所・特技等の記録」及び部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しない。

② 一般選抜

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」及び部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しない。

(2) 学力検査

- ① 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 学力検査の日時、日程及び会場

ア 日 時 **令和7年3月5日（水） 午前9時～午後3時10分**
(受付：午前8時～午前8時30分)

イ 日 程

9:00 ～ 9:50 10:10 ～ 11:00 11:20 ～ 12:10 13:10 ～ 14:00 14:20 ～ 15:10

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理 科	休	社 会
-----	---	-----	---	-------------	----	-----	---	-----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

ウ 会 場 **本校**

エ 持 参 物 受験票、上ばき、昼食、黒の鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規、下足を入れる袋

ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器

類は持ち込まないこと。

(3) 特色面接

- ① 個人面接を実施する。個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を評価する。
- ② 面接の評価については、段階評価とする。
- ③ 特色面接及び特色検査の日時及び会場

ア 日 時 **令和7年3月6日（木）午前9時**より（午前8時30分までに集合）

イ 日 程 中学校長を通じて連絡する。

ウ 会 場 **本校**

エ 持 参 物 受験票、筆記用具、上ばき、下足を入れる袋

その他は、出願時に配付するプリントを参照のこと。

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(4) 特色検査

- ① 実技を実施する。実技については、野球（男子）、サッカー（男子）、バスケットボール、ソフトボール（女子）、バレーボール（女子）、体操、合唱、吹奏楽について、各種技能や基本的な身体能力を評価する。
- ② 実技については点数化し、500点満点とする。
- ③ 特色検査の日時及び会場

特色面接終了後、本校において種目ごとに実施する。持参物は種目により異なる。出願時に配付するプリントを参照のこと。

16 合格者発表

- (1) **令和7年3月14日（金）正午以降**に本校生徒昇降口前で発表する。
- (2) 合格者に対して、発表後、合格通知書及び入学関係書類を交付する。
- (3) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。

提供日時 令和7年3月14日（金）合格者発表後から午後3時まで

提供場所 職員玄関

- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 電話による問合せには応じない。

17 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議

し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（所定の様式）を**令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 4 時**までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（所定の様式）を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 **令和 7 年 3 月 11 日（火）午前 9 時～**（午前 8 時 30 分までに集合）

② 日 程

9:00 ～ 9:50 10:05 ～ 10:55 11:10 ～ 12:00 12:50 ～ 13:40 13:55 ～ 14:45

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理 科	休	社 会
-----	---	-----	---	-------------	----	-----	---	-----

(50 分) (15 分) (50 分) (15 分) (50 分) (50 分) (50 分) (15 分) (50 分)

特色選抜受験者は、学力検査の終了後、ただちに面接・実技を行う。

追検査の終了時刻は、状況により 18 時を過ぎることもある。

日程の詳細については、中学校長を通して連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

③ 会 場 **本校**

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

18 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（所定の様式）を**令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 4 時**までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（所定の様式）を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合

は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 不明な点は本校に問い合わせる。